

令和5年4月7日

保護者 様

くまの幼稚園長 須藤 隆

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より、本園の運営についてご支援・ご協力をいただいております、心より感謝申し上げます。

さて、厚生労働省や内閣府、文部科学省からマスク着用の考え方が示されるとともに、5月の連休明けには感染法上の扱いが5類に引き下げられる予定です。

これらの通知や現在の感染状況等を踏まえて、5月の連休までは以下のような対応としますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いします。

### 記

#### 1 4月から5月連休までの対応

##### (1) マスク着用について（主に年少組以上）

- 園児が登園・降園する時、園庭で遊ぶ時はマスクは着用しなくてもよい。  
(※ただし、家庭の判断でマスクを着用させることは可)
- 園児の教室内での活動、行事で園児が多く集まる活動等ではマスク着用
- 保護者、職員はマスク着
- 園行事における来園者・参加者、出入りする業者等はマスク着用

##### (2) 継続するもの

- 園児のうがい・手洗い、手指の消毒の実施
- 園児が降園した後の職員による机・椅子、おもちゃ等の消毒
- 冷房・暖房中の意図的な換気、湿度の調整

##### (3) 廃止するもの

- 検温票による園児の体調管理
- 給食時の講義式（又は口の字型など）で食べる形態

#### 2 5月の連休明けからの対応

国の方針に従った対応を予定していますので、後日、具体的な内容を通知します。